

〔N○. 20〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築工事等における根切り及び山留めについては、その工事の施工中必要に応じて点検を行い、山留めを補強し、排水を適当に行う等これを安全な状態に維持するための措置を講ずるとともに、矢板等の抜取りに際しては、周辺の地盤の沈下による危害を防止するための措置を講じなければならない。

→令136条の3（根切り工事、山留め工事を行う場合の危害の防止）6項

現場の危害防止(根切り、山留め) 法90条 1項 2項 令136条の3 6項

2. 模様替の工事中に使用されている共同住宅について、特定行政庁により、避難上著しく支障があると認められた場合には、使用制限が命ぜられることがある。

→法90条の2（工事中の特殊建築物等に対する措置）

工事中の特建に対する措置 法90条の2 1項 法6条1項 一号～二号建物 使用禁止、使用制限等

3. 建築基準法第3条第2項の規定により排煙設備の規定の適用を受けない建築物について、2以上の工事に分けて増築を含む工事を行う場合、特定行政庁による工事に係る全体計画の認定を受けていれば、いずれの工事の完了後であっても、現行基準に適合するように排煙設備を設置するための改修を行う必要はない。

→法86条の8（既存の一の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和）二号

既存不適格(2以上の工事) 法86条の8 最後の工事に着手するまでは現行に基準は適用されないが、最後の工事においては適合させなければならない

4. 建築基準法令の規定に違反することが明らかな増築の工事中の建築物については、緊急の必要があつて所定の手続によることができない場合に限り、建築監視員により、これらの手続によらないで、当該工事の請負人等に対して、当該工事の施工の停止が命ぜられることがある。

→法9条（違反建築物に対する措置）10項 法9条の2（建築監視員）

違反建築物に対する措置 法9条 10項 法9条の2 施工停止命令を建築監視員が行うことができる